

第6章 民主政治のしくみ

① 民主主義

(1) 民主主義とは

民主主義の定義はいろいろある。アメリカ南北戦争中のリンカーンの演説にある「人民の、人民による、人民のための政治」が簡潔に民主主義を定義していると思われる。現代において民主主義が成立するためには、一般的に「国民主権と議会政治」・「基本的人権の保障」・「法の支配」・「権力分立」の4つの原理が必要である。

(2) 直接民主制と間接民主制

国民全員が集まってものごとを決める方式を(**直接民主制**)といい、国民主権の下では、理想の政治形態である。古くはギリシアの都市国家で行なわれていた。現代でも、スイスのグラールス州やアメリカのニューイングランド州などでは直接民主制を取り入れている。しかし、国家の領域が巨大になり、人口が増加して要求もさまざまになると、全国民が討議をすることは不可能である。そこで、国民が選挙によって(**代表者**)を選び、その代表者を通じて間接的に政治に参加するようにしている。このような仕組みを(**間接民主制**)または代表民主制という。また、代表者による政治は、代表者が議会において政治の方針や政策を審議決定しているので、(**代議制**)とか(**議会制民主主義**)とも呼ばれる。

(3) 議会政治の原則

① 代表者の原則

国民の選挙で選ばれた代表は、全国民の代表であって、選挙区の代表であってはならない。それゆえ、選挙区の住民から命令や指図を受けることはない。

② 多数決の原理

議会でものごとを決める場合には、最終的には(**多数決の原理**)が用いられる。多数決の原理を用いるのは、数の多い方の意見がいつも(**正しい**)からではない。議論をつくし、少数意見をも尊重し、数の多いほうの意見に決めれば、みんなの納得が得られやすいからである。

3 選挙

(1) 選挙権獲得の歴史

日本で最初に行なわれた衆議院議員選挙は(1890)年であったが、この時の選挙権は、直接国税を(15)円以上納めている(25)歳以上の男子に限られていた。このように、財産によってその資格が制限される選挙を(制限選挙)という。しかし、(1925)年に普通選挙法が成立すると、納税額による制限は廃止され、(25)歳以上のすべての男子に選挙権が与えられた。さらに、第二次世界大戦後の(1945)年には、女子にも選挙権が与えられ、年齢も(20)歳以上になり現在に至っている。

【主な国の普通選挙が確立した年】

		アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	旧ソ連	スイス	ニュージーランド
男子	1925	1870	1871	1848	1918	1936	1848	1879
女子	1945	1920	1919	1944	1928	1936	1971	1893

(2) 選挙の原則

- ① 平等選挙…すべての人の一票は同等の価値で平等に扱う。
- ② 直接選挙…自分で投票する。
- ③ 秘密選挙…無記名で投票する。
- ④ 自由選挙…本人の自由意思で投票でき、棄権も認められている。
- ⑤ 普通選挙…財産による資格制限がない。

(3) 選挙区制度

① 小選挙区制

一つの選挙区から(1)名の代表者を選出する。選挙区が狭いので、有権者が立候補者をよく知っているという長所があるが、一人しか当選しないので、(死票)が多くでる可能性がある。

② 大選挙区制

一つの選挙区から複数名の代表者を選出する。選挙区が広いので、有権者が立候補者をよく知らないという短所があるが、複数の代表者を選出できるので、(死票)が少なくすむという長所もある。それゆえ、小政党でも議席を獲得できる可能性が大きい。

③中選挙区制

一つの選挙区から3名～5名の代表者を選出する。大選挙区制の一種であるが、一つの選挙区から概ね3名～5名と定着しているのでこの名称が用いられている。1925年～1993年までの衆議院議員選挙はこの選挙区制が採用されていた(1945年の一回のみ大選挙区制)。

④比例代表制

有権者は投票用紙に(**政党**)名を記入する。そして政党の得票率に応じて議席を配分する方式。国民の様々な意見が反映しやすいという長所もあるが、その反面、小党が分立して政局が不安定になるという短所もある。

(4)衆議院議員選挙と参議院議員選挙

①衆議院議員選挙

全国を300に分けた小選挙区からの選出と、全国を11に分けた比例代表区からの選出を並立する(**小選挙区比例代表並立制**)を1994年から採用している。小選挙区では300名、比例代表では180名が選出される。

②参議院議員選挙

全国を1選挙区とする比例代表区選出と、都道府県単位で2～10名を選出する選挙区制を組み合わせた制度を採用している。2000年の改正で、比例代表区は非拘束名簿式になっている。

(5)選挙を公正に行なうために

①(**公職選挙法**)

日本の選挙制度の基本となる法律で、選挙の方法、選挙区、選挙運動などについて詳しく定めている。(**1950**)年制定。よりよく選挙を行なうために何度も改正が行なわれている。1994年の改正では中選挙区制が廃止され、小選挙区比例代表並立制が導入され、2000年の改正では参議院議員選挙の拘束名簿式比例代表制から非拘束名簿式比例代表制に変更した。また、2013年の改正ではインターネットを使った選挙運動が可能になった。

②選挙管理委員会

都道府県や市町村には、それぞれの選挙管理委員会が設置され、選挙人名簿の作成、立候補者の公示、投票の管理など選挙を公正に行なうための仕事が行なわれている。

(6)選挙に関する問題点

①議員定数の不均衡

A と B の二つの選挙区があるとする。どちらも当選する議員の数は一人であるとき、仮に A の地域の有権者数が1000人で、B の地域の有権者数が10000人とする、A と B の地域では1票の価値が異なる。このように、一票の価値に不平等が生じることを(**議員定数の不均衡**)という。

②政治資金の問題

政治家や政党が政治活動を行なうために必要な資金を政治資金という。政治資金は、本来は後援者や政党の党员などの拠出する会費や党費によってまかなわれるべきだが、日本では、国民の政治に対する関心が低い、会費や党費だけでは十分な資金が集まらず、企業からの寄付金に依存する傾向が強い。しかし、企業による政治資金提供(政治献金)の目的は、これらの企業が属する業界に対して、政治活動を通しての特別な利益の見返りをしてもらうことになり問題となっている。

③投票率の低下

衆議院・参議院ともに投票率は低下傾向にある。投票率低下対策として次のような対策を講じている。

投票率低下対策	内 容
投票時間の延長	投票時間を午前7時～午後8時までと延長した。
期日前投票制度	投票日に投票できない有権者が事前に投票できる。
不在者投票制度	投票日に名簿登録地にいない有権者は滞在先の選挙管理委員会で投票できる。
郵便投票制度	障害者手帳等を所有し、一定の要件に該当する場合は在宅投票ができる。
代理投票制度	身体の故障が有り、候補者の氏名を書けない場合は、代理者が投票できる。
洋上投票制度	日本国外の区域を航海し、指定船舶に乗船している船員はファクシミリで投票できる。

4 政党のはたらきとしくみ

(1) 政党

政治的理想や(**政策**)を同じくする人の集団を(**政党**)という。政党は政権を獲得して政策を実現することを目指す。政党はその政治的意見を綱領や政策で公示し、選挙の時には(**政権公約**)(=マニフェスト)を示し、それらを参考にして有権者が投票する。

(2) 政党政治

選挙で国民の信任を得た多数党の党首が(**内閣**)を組織し、政策を実施していく。この政党を(**与党**)と呼ぶ。一方、少数党は(**野党**)となり、内閣の政治を批判し、行き過ぎを抑える働きをする。このような政治形態を(**政党政治**)という。一つの政党だけで政権を担当できるような政党が二つあり、互いに与党・野党となって政権を取り合う形を(**二党制**)という。一方、(**多党制**)というのは、たくさんの小さな政党が分立している状態のことで、単独で政権を取れるだけの大きな政党がないために、いくつかの政党が結びついて(**連立政権**)作らざるを得ないことになる。

(3) 保守と革新

現状の社会システムを維持しようとする政党を保守政党、逆に現状の社会システムを壊して新しいシステムを構築しようとする政党を革新政党というが、憲法改正に関しては、保守政党が改憲を主張し、革新政党が護憲を主張している。

(4) 55年体制の崩壊

1989(平成元年)の参議院選挙で、自民党は結党以来、初めて参議院での過半数を失った。その後、日本新党や新党さきがけなど新しい政党が増える中、1993年の衆議院議員総選挙で自民党は単独過半数の議席を確保することができず、日本新党の細川護熙(もりひろ)内閣(非自民連立内閣)が誕生した。これによって1955年(昭和30年)から続いていた自民党による長期政権は終わった。細川内閣は、政権交代可能な二大政党制の実現を目指し、衆議院選挙に(**小選挙区比例代表並立制**)を導入し、日本の政治のかたちを大きく変えるものを作った。

(5) 日本の主な政党

【日本の主な政党と綱領】

政 党	党 首	綱 領
自由民主党(与党)	安倍晋三	新しい憲法の制定。持続可能な社会保障制度の確立。
公明党(与党)	山口那津男	〈生命・生活・生存〉を最大に尊重する人間主義の実現。
民主党(野党)	岡田克也	公正・公平・透明な社会の実現。
日本共産党(野党)	志位和夫	日本の真の独立の確保と政治・経済・社会の民主主義的改革。
社会民主党(野党)	吉田忠智	「平和・自由・平等・共生」という理念の実現。

(6) 日本の政党政治の問題点

①派閥政治

党内の中に有力政治家を中心にグループができること。派閥争いで人事が決められることもあり、政治腐敗の原因の一つである。

②族議員

特定の省庁で政策決定過程に強い影響力を持つ議員。関係業界との関わりを深めていく中で自分の利権を獲得していく。

③世襲議員

親や親族が議員である場合、その親や親族が引退したときに、その子らが選挙基盤をそっくり譲られ当選した議員。

④党議拘束

法律案などの採決にあたり、議員は自分の所属する党の決定に従わなければならないこと。

(7) 圧力団体

特定の集団・組織の利益を守るために、政党・政府・議会・地方公共団体などの政策決定をする組織に働きかけ、圧力をかける団体を圧力団体という。圧力団体は政党とは異なり、政権獲得などは目指していない。また国民に対して責任を負うこともない。しかし、圧力団体の圧力により政治が左右される危険性もあり、政治腐敗の原因にもなり得る。代表的な圧力団体としては、経団連、JA全農、連合、日本医師会、日本遺族会などがある。

⑥ 世論とマスコミ

(1) 世論

政治や社会の問題に対して国民はそれぞれ様々な意見や希望を持っている。これらの意見や希望が人々の多数に支持される一つの意見となった場合、これを(世論)という。世論はいつも一つにまとまるとは限らない。ある問題に関して、複数意見が存在しているときは「世論が割れている」という。

(2) マスメディアとマスコミュニケーション

マスメディアは新聞、ラジオ、テレビなどの情報を媒介する手段のことで、世論の形成に大きな影響を与える。一方、マスコミは(マスコミュニケーション)の略で、大量情報を大量の人々に伝達することである。

(3) 世論調査

マスメディアや専門会社などによって、社会問題、内閣の支持率や各政党の支持率などに関する世論の動きを知るための調査。世論調査の結果から多くの人々のおおよその考えを知ることができるが、調査対象、調査時間、選択肢の内容、質問方法などの操作によっては、実態とかけ離れた結果になる場合もある。それゆえ、世論調査を読むときは調査対象や質問方法などをチェックする必要がある。

(4) マスコミの問題点

多くのマスメディアは広告主(スポンサー)からの広告収入により経営が成り立っている。そのため広告主を批判するよな報道はしないものである。一方で視聴率を上げるための番組作りが強要されるので、必然的に興味本位中心の番組作りになってしまいがちである。そのため、視聴者は非常に特異な現象を普遍的な現象だと勘違いさせられている場合も多い。また、メディアの報道により、個人のプライバシーが侵害されるという事態も増加している。

<<< 関連語句 >>>

- 法の支配…絶対王政時代の「人の支配」に対し、その後、イギリス・アメリカで発展した思想。議会が制定した法には、政府・国王・国民の全てが従わなければならないということ。
- 拘束名簿式…有権者は政党名を記入して投票する。当選の決定は、政党があらかじめ作成した候補者名簿の順位に従い、政党別の得票数に応じて当選者を決定する方式。
- 非拘束名簿式…有権者は候補者氏名または政党名のいずれかを記入して投票する。当選の決定は、名簿登録者の得票数と政党名の得票数を合計して、候補者の氏名の得票数が多い順に決定する方式。これにより当選させたい候補者を選ぶことができるようになった。2001年7月の参議院議員選挙から採用されている。
- ドント方式…ベルギーのドント(V. d' Hondt)が考案した議席の配分方式。日本の比例代表選挙で採用されている。各政党の得票数を多い方から少ない方へ1、2、3、4というように整数で割り、その商の大きい順に議席を獲得できる方法。

【議員定数6人の場合－(獲得議席はA党が3議席、B党が2議席、C党が1議席となる)】

	党	党	党	党
	2100	1500	900	600
÷1	2100	1500	900	600
÷2	1050	750	450	300
÷3	700	500	300	200
÷4	525	375	225	150

- メディア・リテラシー…media literay. メディアが何を伝え、どのように伝えているか、また何を伝えていないかなど、情報を正しく読み取る能力。

<<< 参考図書 >>>

『中学社会 公民』（平成24年発行 教育出版）

『中学総合的研究 社会』（改訂版 平成21年発行 旺文社）

『中学社会 自由自在』（改訂第2刷版 平成25年発行 受験研究社）

『シリウス21 社会中3』（育伸社）

『改訂版 現代社会用語集』現代社会教科書研究会編（平成20年発行 山川出版社）

『詳説 政治・経済研究 第2版』藤井剛著（2010年発行 山川出版社）

「総務省ホームページ」